公益財団法人高麗美術館
定款

第1章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人高麗美術館という。

（主たる事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

２　この法人は、理事会の決議により、従たる事務所及び展示施設を京都府内に置くことができる。

（目　的）

第３条　この法人は、朝鮮・韓国の美術工芸品を始めとする文化財及びその関連の資料を蒐集・研究し、その成果を京都府内において公開・展示するとともに、普及及び啓発の事業を行い、もって京都府における文化と学術の研究発展を図り、文化財の保護に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　朝鮮・韓国の美術工芸品を始めとする文化財及び関連資料等の蒐集及び研究

（２）　朝鮮・韓国の美術工芸品を始めとする文化財及び関連資料等の公開及び展示並びにその普及及び啓発のための情報提供事業

（３）　朝鮮・韓国の文化・歴史等の啓発を目的とする研究会、講演会等の開催

（４）　物品販売事業及び不動産賃貸事業等

（５）　その他公益目的を達成するために必要な事業

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章　財産及び会計

（基本財産）

第６条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、次のとおりとする。

（１）別表第１

（２）別表第２

（３）評議員会で基本財産に組み入れることを決議した財産

２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

３　別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

３　第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下、この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

２　前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後３箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

３　この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに貸借対照表を一般社団・財団法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

４　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第3章　評議員及び評議員会

第1節　評議員

（定　数）

第10条　この法人に、評議員7名以上14名以内を置く。

（選任等）

第11条　評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）　各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ　その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　その評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）　他の同一の団体(公益法人は除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ　次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

３　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

４　評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任　期）

第12条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第13条　評議員に対して、各年度の総額が７０万円を超えない範囲で、報酬を支給し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

２　報酬及び費用の支払いに関し必要な事項は、別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

第2節　評議員会

（構成及び権限）

第14条　評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

２　評議員会は、次の事項を決議する。

（１）　理事及び監事の選任及び解任

（２）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の額及びその規程

（３）　定款の変更

（４）　各事業年度の事業報告及び決算の承認

（５）　残余財産の処分

（６）　基本財産の処分又は除外の承認

（７）　前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

（種類及び開催）

第15条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第16条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第17条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決　議）

第18条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）基本財産の処分又は除外の承認

（５）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第19条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第20条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第4章　役員等及び理事会

第1節　役員

（種類及び定数）

第21条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理事　4名以上7名以内

（２）　監事　1名以上2名以内

２　理事のうち1名を理事長とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（選任等）

第22条　理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選任する。

３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

５　理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに４箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任　期）

第25条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解　任）

第26条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第27条　理事及び監事に報酬を支給し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

２　報酬及び費用の支払いに関し必要な事項は、別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

（取引の制限）

第28条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）　自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（２）　自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（３）　この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（名誉顧問）

第29条　この法人に名誉顧問を置くことができる。

２　名誉顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任す

る。
３　名誉顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（名誉顧問の職務）
第30条　名誉顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第2節　理事会

（構　成）
第31条　理事会は、すべての理事で組織する。

（権　限）
第32条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（開　催）
第33条　理事会は、毎事業年度毎に４箇月を超える間隔で２回以上開催する。

（招　集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）
第35条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第36条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）
第37条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章　定款の変更、合併及び解散等

（議決権の行使）
第38条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

（定款の変更）
第39条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

（解　散）
第40条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第41条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第42条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章　情報公開及び公告

（情報公開）
第43条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（公　告）
第44条　この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第7章　補則

（委　任）
第45条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則
１　この定款は、平成28年6月30日から施行する。

別表第１

建物	1階　198.09㎡ 2階　126.10㎡ 3階　126.10㎡ 京都市北区紫竹上ノ岸町15番地 ３階建
土地	406.61㎡ 京都市北区紫竹上ノ岸町15番地

別表第２

美術品	陶磁器　293点 絵画　149点 刺繍品　21点 書芸　17点 拓本　15点 典籍　115点 扁額・粉板　10点 銅鏡　47点 瓦　80点 硯　53点 仏教美術　28点 木工品　644点 金工品　234点 石工品　82点 計1,788点　認定以前取得